

## 福島県と東北電力株式会社との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 東日本大震災からの復興に関する事。
- (2) 産業の振興に関する事。
- (3) 観光及び県産品の振興等に関する事。
- (4) 災害対策及び地域の安全に関する事。
- (5) 食育・健康増進に関する事。
- (6) 子ども・青少年育成に関する事。
- (7) エネルギー・環境に関する事。
- (8) その他、地域の活性化等に関する事。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は県内市町村との連携を図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月13日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県  
福島県知事

内堀 雅雄

乙：宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号

東北電力株式会社  
取締役社長

原田 宏哉